

2つの給付金に該当する方は 申請をお忘れなく!

福祉課社会福祉係 ☎ 68・7004 (課直通)

給付金の目的は？

4月から消費税率が8%に引上げられたことに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するため、国では、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を給付することとなりました。

給付金を受けるには？

6月下旬に全世界帯宛てにお知らせ文書を送付します。給付金に該当する場合は、役場へ同封のハガキを返信します。町が調査を行い、再度申請書などを提出していただき給付金が支給されます。申請書の提出がない場合は「辞退」の取扱いになりますのでご注意ください。

臨時福祉給付金 支給要件

- 支給対象者
平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
※課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合、生活保護の受給者である場合は対象外。
- 支給額
1人につき10,000円。加算対象者は1人につき5,000円を加算。
【加算対象者】 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

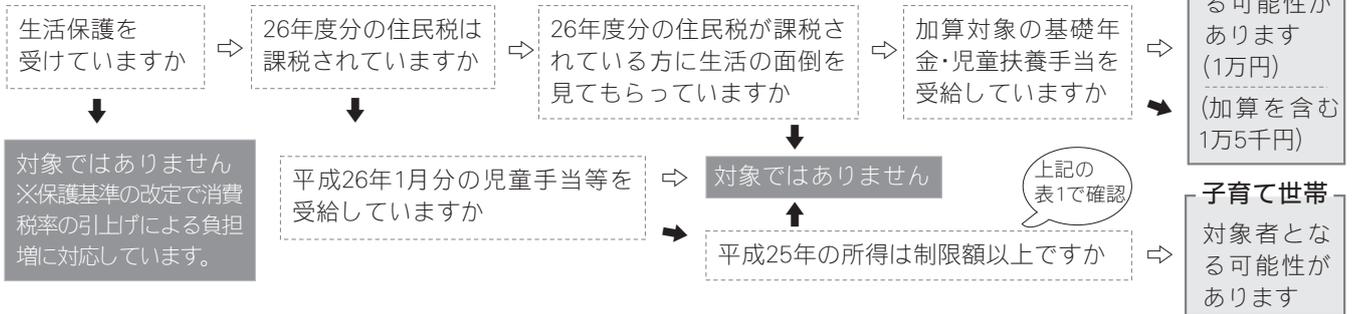
- 支給対象者
次のどちらの要件も満たす方が対象です。
①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
②平成25年の所得が児童手当の制限限度額未満
- 対象児童
支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
※「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は対象外。
- 支給額
対象児童1人につき10,000円

表1：児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)

区分(扶養親族等の数)	子1人(1人)	夫婦子1人(2人)	夫婦子2人(3人)
限度額目安	875.6万円	917.8万円	960万円

check

対象者診断チャート → はい ⇨ いいえ



申請の流れ

